

発議案第1号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出するものとする。

令和元年6月28日提出

提出者 北上市議会議員 及川 誠

賛成者 北上市議会議員 星 敦子

同 藤本金 樹

同 三宅 靖

同 小原 敏道

提案理由

本会議及び委員会における、欠席の届出の事由について追加しようとするものである。

北上市議会会議規則の一部を改正する規則

北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病<u>その他の事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>育児、家族の看護又は介護、忌引きその他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。<u>配偶者の出産補助のため出席できないときも同様とする。</u></p> |
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、公務、疾病<u>その他の事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ<u>議長</u>に欠席届を提出することができる。</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、公務、疾病、<u>育児、家族の看護又は介護、忌引きその他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ<u>委員長</u>に欠席届を提出することができる。<u>配偶者の出産補助のため出席できないときも同様とする。</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。